

都市計画税条例改正の要旨（専決）

富士見市都市計画税条例の一部改正

附 則

第2項から第5項まで及び第18項

地方税法附則第15条（固定資産税等の課税標準の特例）の改正により、引用する適用条項を改正するもの。

富士見市都市計画税条例（昭和46年条例第40号）新旧対照表（専決）

新	旧
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第15条第19項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第40項に規定する条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第45項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6～17 (略)</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第19項、第21項から第25項まで</u>、第27項、<u>第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで若しくは第48項から第50項まで</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用が</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第15条第18項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第39項に規定する条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第43項に規定する条例で定める割合は3分の1とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>5 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>6～17 (略)</p> <p>18 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項、第44項若しくは第47項</u>、第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用が</p>

ある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。

ある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは、「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。